

# 附帯決議案提出書

議案第 47 号「令和 2 年度横手市一般会計補正予算（第 18 号）」に  
対する附帯決議（案）

附帯決議案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 3 年 3 月 18 日

提出者  
横手市議会議員 加藤 勝義

賛成者  
横手市議会議員 鈴木 勝雄  
〃 木村 清貴  
〃 遠藤 忠裕  
〃 高橋 和樹  
〃 菅原 正志  
〃 菅原 恵悦  
〃 塩田 勉

横手市議会議長 播磨 博一 様

理 由

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費 緊急事業者支援事業」の執行にあたり、今後において適切な事業者支援の実施を求めるもの。

## 議会議案第 1 号

### 議案第 47 号 令和 2 年度横手市一般会計補正予算(第 18 号)に対する附帯決議

令和 2 年度横手市一般会計補正予算(第 18 号) 7 款 1 項 6 目の「緊急事業者支援事業」において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として第 3 期となる経営持続化支援事業に要する経費の財源振替が計上されている。

市当局の説明によると、1,400 件の申請を見込み令和 3 年 2 月臨時会において 2 億 8,000 万円を補正計上したが、現在のところ 30 件程度の申請に留まっている、とのことであった。申請期限は 3 月 26 日までとなっており、多額の不用額が発生することが見込まれる。

補正計上した時点では一般財源での予算措置であり、横手市が身を切っても市内事業者を応援しようとする姿勢が見えるものと捉え、評価すべきものであった。しかし、市内事業者が実際に申請しようとした際には、国、県等からの支援補助金等も含めた事業収入が令和元年と令和 2 年を比べて 30%以上減少していることという要件がネックとなり、多くの事業者が支援を受けられないという事態が発生している。

このままでは真に支援を必要とする事業者に支援の手が届かず、また、せっかく支援のために予算措置した事業が形だけで終わってしまうことになる。

以上のことから、今回の事業の反省を踏まえ、真に市内事業者に寄り添った支援となるよう、今後において適切な対応を求めるものである。

1. 今回の緊急事業者支援事業において支援の手が届かなかった事業者に対しても実情に沿った支援をするために、新年度において早急に新たな支援事業を創設すること。
2. 今回の事業で問題点とされた、国、県等からの支援補助金等を含んだ、所得税申告ベースでの減収算定を改め、単純な売上ベースでの比較とするなど実情に即した基準に基づき支援を行うこと。

以上、決議する。

令和 3 年 3 月 1 8 日

横手市議会